

「(仮称)川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について」 に関するパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

「女性をめぐる課題が複雑・多様化する中で、新たな支援の枠組みの構築が必要となり、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、女性支援法)が成立し、令和6年4月に施行されます。当該法律では、目的・理念として、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点を明確に規定し、国が策定する基本方針、都道府県が策定する基本計画に基づき、取組を推進することとされており、その主たる機能として、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設が位置づけられています。

女性自立支援施設については、都道府県で設置が可能とされる施設ですが、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、政令指定都市でも設置が可能となりますので、当該法律の施行に向けて、今般、本市においても当該施設の設備及び運営の基準に関する条例を制定するものです。

上記の条例を定めるに当たって、パブリックコメント手続の実施により、市民から御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

意見の募集期間	令和5年12月13日(水)から令和6年1月15日(月)まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	・市ホームページ ・紙資料の閲覧 川崎市役所本庁舎2階(情報プラザ) 各区役所(市政資料コーナー)
結果の公表方法	・市ホームページ ・紙資料の閲覧 川崎市役所本庁舎2階(情報プラザ) 各区役所(市政資料コーナー)

3 結果の概要

意見提出数(電子メール) 1通

4 御意見の内容

川崎市には、ホームレスの自立支援施設としても、女性専用の施設がありません。女性支援法の施行とともに、川崎市にも、女性自立支援施設の設置を要望します。

入所者一人当たりの床面積はおおむね9.9平方メートル以上となっています。かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画(仮称)素案に、一時保護入所者のうち、約半数は母子で入所していると書かれていますが、6畳に母子が一部屋で暮らすことになるのでしょうか。小学生でも一人になれる場所が必要です。

また、素案の参考資料では、女性自立支援施設の入所期間が、6か月未満と3年未満の比較的長期にわたり利用者している入所者がどちらも4割弱となっています。長期にわたる場合に限らず、心が落ち

着く住環境に配慮していただきたいと思います。女性自立支援施設の設備に、図書室、パソコン室が必要ではないでしょうか。また、母子での入所のために、プレイルームなども必要ではないでしょうか。

さまざまな困難を抱える女性の支援が、当事者一人ひとりの希望に寄りそう手厚いものになることを希望します。

5 御意見に対する本市の考え方

女性支援については、神奈川県を中心に県域全体で施策を推進しています。そのため、当該施設の取扱いも含めた新法に係る今後の取組については、神奈川県及び県内政令市等と協議・検討が必要となります。いただいた御意見については「案や施策に対する要望の御意見であり、案や施策の内容や考え方等を説明するもの」であることから、当該施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、手続きを進めていきます。

【御意見に対する市の考え方の区分】

- A：御意見の趣旨を踏まえ、案に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったもの
- C：今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの
- D：案や施策に対する要望の御意見であり、案や施策の内容や考え方等を説明するもの
- E：その他

項目	市の考え方の区分（単位：件）					合計
	A	B	C	D	E	
女性自立支援施設設置の要望	0	0	0	1	0	1件